

特定非営利活動法人宮島を美しくする会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人宮島を美しくする会という。

2 この法人の英文名は、m i y a b i k a iとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県廿日市市宮島町甲 590 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、瀬戸内海国立公園に指定されている宮島の都市公園地（以下「公園」という。）の美化清掃を推進する事業を行い、自然環境を清潔に保持することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 公園の自然保護と環境衛生思想に関する事業
- (2) 公園の清掃及び廃棄物の収集に関する事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人のみとし、これをもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上13人以内
- (2) 監 事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもつて表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、廿日市市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 蒲田正之

副理事長 正木文雄

理事 井上軍

理事 蒲田智美

理事 亀井芳子

理事 菊川照正

理事 児玉芳旻

理事 佐々木雄三

監事 梅林保雄

監事 中村靖富満

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日とする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

令和 7年 度 事 業 計 画 書

特定非営利活動法人 宮島を美しくする会

1 事業実施の方針

令和7年度も昨年度に比べて宮島の観光客が増加。それに伴いゴミの量も増加している。缶やペットボトルの仕分け作業が円滑に進める様、今年度はその対策について考える必要がある。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事 業 名	事 業 内 容	実 施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の予定 人數	受益対象者 の範囲及び 予定人數	事業費の 予算額 (単位:千円)
公園の自然保護と 環境衛生思想に關する事業	定期的に町内を巡回して ゴミ拾いをし、野生の鹿の 給餌をしている方への注意喚起。 野生の鹿や他動物の事故 や病気、その他何かあった 場合は行政と連携 倒木や柵の破損があった 際、行政との連携 そうすることにより、保全 活動を円滑に進める。	火、金 13~15時	宮島桟橋 ~大元公園	宮島を 美しく する会 従業員7 人 (ロ ーテー ション で2人体 制)	市民観光客約 500万人 (内外 国人客70万人 万人)	12,723千円
公園の清掃及び 廃棄物の収集に 關する事業	宮島島内の清掃	(水)(日)以外 7:30~ 14:30	都市公園 地、宮島 町内			

令和 8年 度 事 業 計 画 書

特定非営利活動法人 宮島を美しくする会

1 事業実施の方針

令和8年度は観光客増加に伴いゴミの量も増加。この法人が回収している島内のゴミ箱（2ヵ所）の廃棄物の分別が困難な状態である事が課題である。観光客の方にも良識をもって利用して貰えるように対策を考えたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事 業 名	事 業 内 容	実 施 予 定 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位 : 千円)
公園の自然保護と 環境衛生思想に関 する事業	定期的に町内を巡回して ゴミ拾いをし、野生の鹿の 給餌をしている方への注 意喚起。 野生の鹿や他動物の事故 や病気、その他何かあった 場合は行政と連携 倒木や柵の破損があった 際、行政との連携 そうすることにより、保全 活動を円滑に進める。	火、金 13~15時	宮島桟橋 ~大元公 園	宮島を 美しく する会 従業員7 人（ロ ーテー ション で2人体 制）	市民観光客約 510万人（内外 国人客85万 人）	13,033千円
公園の清掃及び 廃棄物の収集に 関する事業	宮島島内の清掃	(水)(日)以外 7:30~ 14:30	都市公園 地、宮島 町内			

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 宮島を美しくする会

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	0
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
補助金収入	13950000	
4. 事業収益		
事業収益		
事業収益	0	0
5. その他収益		
雑収入	18	
	0	
経常収益計		13950018
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
事業賃金	9300000	
法定福利費	1400000	
福利厚生費	172000	
	10872000	
(2) その他経費		
水道光熱費	85000	
消耗品費	550000	
車両関係費	330000	
車両維持費	380000	
可燃物処理代金	440000	
地代家賃	66000	
	1851000	
その他経費計		
事業費計		12723000
2. 管理費（事務局）		
(1) 人件費		
事務局賃金	960000	
人件費計	960000	
(2) 事務局経費		
諸会費	18000	
租税公課	5500	
通信費	187000	
旅費交通費	33000	
支払手数料	16000	
事務用品費	60000	
事務局経費計	319500	
管理費（事務局）計		1279500
経常費用計		

当期経常増減額		-52482
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
経常外収益計	0	
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
経常外費用計		
当期正味財産増減額		-52482
前期繰越正味財産額		64097
次期繰越正味財産額		11615

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人 宮島を美しくする会

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	0
賛助会員受取会費	0	0
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
3 受取助成金等		
補助金収入	14000000	
4 事業収益		
事業収益		
事業収益	0	0
5 その他収益		
預金利息	2	
雑収益	0	
経常収益計		14000002
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
事業賃金	9500000	
法定福利費	1400000	
福利厚生費	172000	
人件費計	11072000	
(2) その他経費		
水道光熱費	85000	
消耗品費	600000	
車両関係費	330000	
車両維持費	380000	
可燃物処理代金	500000	
地代家賃	66000	
その他経費計	1961000	
事業費計		13033000
2 管理費（事務局）		
(1) 人件費		
事務局賃金	960000	
人件費計	960000	
(2) 事務局経費		
諸会費	13000	
租税公課	5500	
通信費	187000	
旅費交通費	33000	
支払手数料	16000	
事務用品費	55000	
事務局経費計	309500	
管理費（事務局）計		1269500
経常費用計		
当期経常増減額		-302498
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		
当期正味財産増減額		-302498
前期繰越正味財産額		11615
次期繰越正味財産額		-290883